

内子町社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人内子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する内子町社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 内子町社会福祉協議会訪問介護事業所

(2) 所在地 喜多郡内子町平岡甲168番地（内子町役場町民会館内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (サービス提供責任者と兼務)

管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受けて事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護の提供に当たるものとする。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名（管理者兼務）（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等

常勤換算方法で、2.5人以上配置

訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、電話等によ

り、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防訪問介護の内容、形態及び利用料等)

第6条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収することができる。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常実施地域を越えて、片道おおむね 10 キロメートルにつき 100 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧小田町を除く内子町内の区域とする。

(秘密保持)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス提供記録の記載)

第10条 訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について介護保険法第41条第6項又は第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した指定介護予防訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に係る措置)

第12条 事業所はサービス提供に当たって、利用者の身体、財産、権利等を擁護する

ため、本会が別に定める「社会福祉法人内子町社会福祉協議会虐待防止のための指針」を遵守します。虐待等が発生した場合、速やかに保険者である内子町へ報告すると共に、その要因の除去に努めるなど、本会の定める「虐待防止のための指針」に基づいて適切な措置を講じると共に、必要に応じて「虐待防止委員会」に意見を求める。

(損害賠償)

第13条 会長は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 8月20日より施行する。

この規程は、平成26年10月10日より施行する。

この規程は、平成29年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年10月24日より施行する。